

郵便貯金の払戻しには **期限**があります。



「お預り年月日」が平成19年9月30日以前の
郵便貯金は全て**満期**を過ぎています。

郵政民営化前(平成19年9月30日まで)に郵便局にお預けいただいた
定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、

**満期後20年2か月経過すると、
払戻しが受けられなくなります。**

満期を過ぎた郵便貯金の払戻しのお手続はお早めをお願いします。

※平成19年10月1日以降お預けいただいた貯金は、この対象ではありません。休眠預金活用法の対象となります。

ご不明な点は、
郵便局の貯金窓口または
ゆうちょ銀行の店舗まで
お問い合わせください

【商品・サービスに関するお問い合わせ】
ゆうちょコールセンター
0120-108420 (通話料無料)
平日/8:30~21:00
土・日・休日・12月31日~1月3日/9:00~17:00
※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

独立行政法人 **郵便貯金・簡易生命保険管理機構**

詳しくは **郵便貯金 機構**

検索

平成31年4月1日より名称が次のように新しくなります。

独立行政法人 **郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構** (略称 郵政管理・支援機構)